

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善

提案団体

石川県、福島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金を配分する制度(国交省において運用))などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。

具体的な支障事例

大規模な工事や山岳地などの工期が限られる特殊な工事については、単年度で工事が完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年に及ぶ工期を前提とした契約を行わないよう、交付手続きに関するQ&Aに定められていることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の執行に支障が生じることとなる。

当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(国立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まったことから、事業費をねん出するため、今年度に予定していた県有施設の修繕計画の見直しを余儀なくされた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

工事の全体計画に基づき、計画的な事業の執行を確保することができる。

根拠法令等

自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金交付手続きに関するQ&Aについて(環境省自然環境局自然環境整備課、令和2年10月作成)Q6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、茨城県、長野県、岡山県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

○当県でも同様に事業最終年度の箇所要望額が満額付けられないことがあった(令和3年度)。不足額は県費で充当し当初のとおり事業は執行する予定であるが、財源のない自治体であれば計画を見直したり、他の事業を削減する等の影響が出てくる。

## 各府省からの第1次回答

本交付金は公共事業としては予算規模が極めて小さいことから(1都道府県あたり配分できる国費は現状で35百万円に満たない状況)、仮にご提案の仕組みを制度化した場合、災害復旧等の機動的予算執行に影響が生じるおそれがあり、また、一部の都道府県に予算配分が集中することへの不公平感が生じるおそれもあります。さらには、それが故に、複数年計画で整備する事業をかえって採択しにくい状況が生まれることも懸念されることから、求められた措置を講じることは困難と考えます。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。

※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。

- ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)
- ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化

具体的な支障事例

2つ以上の都府県にまたがる流総計画の変更については、国土交通大臣への協議等をしなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局との河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年~2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流総計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。

また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中期整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現況調査を行った上で、計画変更手続を行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現況調査及び計画案・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。

根拠法令等

下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、鳥取県、徳島県、宮崎県

○地方整備局等の河川関係検討を含む事前協議については、多大な期間を要することから、手続きの迅速化

や提出書類の簡素化について検討いただきたい。

○当県においても、河川関係検討を含む事前協議に時間を要した事例が過去にある。

#### 各府省からの第1次回答

都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。

そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。

なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

- ・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等
- ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示
- ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定

具体的な支障事例

当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

温室効果ガス算定・推計にかかる職員の負担・業務効率化につながり、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できる。国の温室効果ガス削減の考え方を削減目標を設定する際に考慮することができ、住民などに説明がしやすくなる。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、岩見沢市、苫小牧市、盛岡市、八王子市、平塚市、魚沼市、長野県、中野市、草津市、八幡市、出雲市、宇和島市、大牟田市、佐賀市、宮崎市、延岡市、鹿児島市

○当市においても、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の

算定及び、中長期目標の数値設定について、実質職員のみでの算出は不可能であった。このため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した。受託者には、温室効果ガス排出量算定システムの構築を依頼し、計画改定後は毎年度、排出量推計を市職員が自ら行えるようにしている。ただし、排出量算定方法は、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおよその値となっている。本提案のとおり、求める措置の具体的な内容がなされれば、算定業務に従事している職員の負担軽減は大いに認められ、脱炭素化社会の実現に向けた数値根拠もこれまで以上に信憑性のあるものとなる。

○温室効果ガスの排出量の推計は、統計資料に基づいて計算されるが、都道府県単位で提供されるデータは、人口で按分するなどして計算するため、実態に即しているとは言えず、このような方法で算出している限り、市単位の排出量の推計は意味がない。

○本市では、地域の実情を踏まえた計画の策定が必要であると考えており、現在、令和3年度末の改定に向けて作業を進めている。一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要な状況である。改定作業を進めるにあたり、各省庁からの的確・迅速な情報提供が必要なため、温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示していただきたい。

○当県では、毎年県内における温室効果ガス排出量を算定しているが、地方公共団体実行計画については、精度の高い温室効果ガス排出量を把握することが困難であることから、容易に算出ができるような計算システムがあると望ましいと考える。各都道府県において、独自に温室効果ガス排出量を算出していると思われるが、計算システムがあれば、統一的な算出方法により、値を算出できるかと思う。また、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、さらに多岐に渡り、かつ専門的な知識が必要になることが想定されることから、当市としても、専門知識をもった人材の派遣、対策によるCO<sub>2</sub>削減量（あるいは森林吸収量）の具体的な数値、国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定をぜひお願いしたい。

○温室効果ガス排出量の算定について、自治体によって算定方法が異なり、単純に比較ができない。多くの自治体が国の統計を用いて温室効果ガス排出量を算定しているが、統計の公表後の算定となるため、算定までにタイムラグがあり、スピード感をもって施策に反映させることが難しい。

○地方公共団体実行計画について、事務事業編を策定することで手一杯で、その先の区域施策編の策定までは追いつかない。国及び都道府県の主導による区域施策編の策定をすることで、広域的な対策も含めた項目も策定でき、効率的な計画となる。

○本市では、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver1.1」（令和3年3月）に基づき、脱炭素に向けた取り組みを進めているが、その根拠となる「正確な温室効果ガス排出量」の算定・推計に難儀している。現状のままでは各市町村が各々に推定した温室効果ガス排出量に対する脱炭素シナリオを策定する事となり、シナリオ通りに進んだとしても脱炭素が達成できたと言えるのか疑問が残る状態である。国で、「正確な温室効果ガス排出量の算定」に関する統一的な見解・手法を定めるべきではないか。

○「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.1.1」（令和3年3月）では、部門別、排出源別に推計手法が示されているが、各都道府県・市町村が取得可能なデータ及び統計資料により、どの手法を選択するか決めることになっており、自治体毎に温室効果ガス排出量等の推計値の精度に差が生じる。また、すでに議論されている電気事業者のデータ等、事業者からのデータの提供可能範囲が変更されたことに伴う推計方法の変更による過年度との比較に不都合が生じることがある。

○電力・ガス小売完全自由化以降、市町村単位の電力購入量の把握が困難となっている。

○提案のように、環境省マニュアルは内容が専門的で職員では対応できないため、本市では温室効果ガスの算定を業務委託で対応しており、財政負担が生じている。

○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

令和3年6月に決定した「地域脱炭素ロードマップ」において、地方自治体の地球温暖化対策に対する人材支援、技術的支援等が盛り込まれたところであり、実現に向けた具体的な検討を進めていく。なお、現在、環境省では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算における「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」において、地方自治体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援しているところ。

また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定のための技術的助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を策定、周知している。「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年6月公布）の施行、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等を踏まえ、本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく。

さらに、地方自治体における現状把握や計画策定に役立てていただくツールとして、統計データ等を活用しつつ、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO<sub>2</sub>排出量や再エネの導入量などを示した「自治体排出量カル

テ」を策定・公表している。

環境省としては、引き続き、自治体排出量カルテを含め、地方自治体の温室効果ガスの排出状況の把握等に役立つ情報基盤の整備を進め、広く周知を図っていくとともに、計画策定や人材育成に対する支援を行うことにより、実行計画の策定に係る地方自治体の負担軽減を図っていく。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすること等の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的な内容

- ・都道府県単位での計画の策定のみとする
- ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等

具体的な支障事例

当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業分野などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体にとって過大な負担となる。

気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市で影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないことから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。

気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果を評価することが困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

気候変動影響評価について、国や県で行う結果と重複するため自治体単独で実施する意義は乏しい。そのため、気候変動適応計画については、都道府県単位で策定することにより、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

単独で策定する場合には、技術的な助言や専門知識のある人材の派遣等があることで、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

根拠法令等

気候変動適応法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、八王子市、平塚市、魚沼市、宇和島市、佐賀市、宮崎市、延岡市

○一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要である。

○提案事例のとおり、市町村が個別に影響評価や影響予測をすることは困難であり、当市では県のデータ等を活用している。気候変動対策を住民に近い基礎自治体が担うことは、ニーズ把握や声を聞きやすく、住民と連携

した取り組みの検討も有効であると考えられるが、自治体別に解決を図ることは困難な問題であり、広域的な連携で対策を行うことが必要と考えられる。都道府県等が主導して、連携地域を創設することや一体的な対策を行うなどの事業化が必要と考える。

## 各府省からの第1次回答

気候変動適応に関係する防災分野や健康分野、農業分野等の施策において、市町村は気候変動影響が顕在化する現場において適時適切な適応策を実施する上で重要な役割を担っていると考えられるため、都道府県だけでなく、市町村も計画策定主体として位置づけられている。今回のご指摘を踏まえ、市町村が計画を策定することにした場合における負担をできるだけ軽減し、また業務効率化を図るため、環境省として以下の支援をしてみたい。

○地域気候変動適応計画策定マニュアル(計画のひな形を含む。)について、市町村の負担軽減・業務効率化の観点も踏まえ、令和4年度中に改訂を行う。

○国立環境研究所による専門家派遣について、対面のみならずオンラインでの対応も可能となるようにする。なお、令和2年度実績は以下のとおり。

・講師派遣(滋賀県、茨城県、富山県、愛媛県、福岡県、白井市、印西市、栃木県等)

・検討委員派遣(北海道、新潟県、栃木県、茨城県、神奈川県、富山県、滋賀県、愛媛県、福岡県、長崎県、川崎市、船橋市、八千代市、千代田区、葛飾区等)

・地域気候変動適応センターとの意見交換会(計25センターと実施。)

○地方環境事務所による都道府県、市町村関係者に対する情報交換、優良事例の紹介について、引き続き積極的に実施していく。

市町村が、知見や体制の不足などにより単独で計画を策定することが困難となる場合、複数の市町村や都道府県と共同して地域計画を策定することが可能となっている。また、例えば防災分野、健康分野、農業分野など市町村として優先的に適応策を実施する必要がある分野に特化した適応計画を策定することが可能である。さらに、関連する計画に、市町村の状況に応じた気候変動適応施策が盛り込まれている場合には、当該計画の一部を地域気候変動適応計画として位置付けるといった対応も可能である。これらのことを、上記地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂版においても強調するとともに、広域協議会や自治体向け研修などの機会ですっかりと周知徹底していきたい。

(参考)気候変動適応法(抄)

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源(食品残さ)を受入れ、処理している。

一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。

当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)の許可が不要となる特例が適用されている。

食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むものの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可手続きが必要となっている。

【支障】

食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残さのリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に寄与するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残さの受入れ相談も年間10件から15件程度あり、それに伴う許認可事務の負担が増加している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特例制度対象外となっている中小企業や小規模な老人ホームを特例対象とすることで、2年に1回必要となる一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可を不要とすることができるため、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることができる。

また、それら事業所からの一般廃棄物の搬入が促進されることにより、バイオマス資源の利用が促進され、脱炭素社会の実現に寄与することができる。

(現在、39業者から年間約200トンの食品残さを受入れしている。)

## 根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、  
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条、  
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、  
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第1条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、川崎市、鎌倉市、西尾市、小牧市、岡山県、宇和島市、熊本市

○市内では、食品残差の受け入れを行ってはおらず、市外への搬出を依頼している。市外に搬出する相談を年20件近く受けていることから、当該事務手続きの負担軽減を図り、行政の効率化を図ることが必要と考える。  
○現在、当市は食品リサイクル施設を有していないため他自治体から食品残渣を受け入れることはない。また食品残渣を市外搬出している事業者については、当市の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、持ち込み先の許可も有しているため、提案事項についての相談は特にない。しかし、数年後に当市内で食品バイオマス発電施設が完成し、試験運転後可能であれば他自治体の食品残渣の受け入れも予定しており、その際提案自治体と同様の課題を抱える可能性がある。  
特例措置の拡充については、対象か否かの判断基準の設定をいかに明確化できるかが課題であると考えている。

## 各府省からの第1次回答

食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用への最大限の努力が求められる。このため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うといった規制措置を講じている。こういった規制措置とあわせて、このような措置の対象となっている食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるよう運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられている。  
一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を求めることは適切ではなく、食品関連事業者に含むことは適当ではない。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際に、運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難であるが、これらの事業者の食品廃棄の実態を把握しつつ、食品関連事業者の対象範囲について、継続的に検討してまいりたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。

具体的な支障事例

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第9条に基づき、3年ごとに5年を1期とする分別収集促進計画の策定が義務付けられている。しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、都道府県が一般家庭から排出される容器包装廃棄物の収集に関係する事務はない。都道府県分別収集促進計画は市町村分別収集計画に記載された数字の集計が大部分となっている。従って、計画策定までは不要であり、市町村分別収集計画のデータを取りまとめ、ホームページ上で公開することにする等、事務の簡略化を図ることで、計画策定にかかる都道府県の事務負担が軽減される。また、再商品化義務量の算定、容器包装廃棄物の排出抑制等に係る取り組み、広域的処理の促進、市町村間の広域連携等の調整機能や分別収集の意義に関する知識の普及等に関しては、「都道府県分別収集促進計画」の策定とは無関係に実施可能と考えられることから、都道府県が計画を作成しなくても目的は達成できる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けを廃止することで、計画策定にかかる都道府県職員の業務量が削減できる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、群馬県、石川県、下呂市、静岡県、西尾市、小牧市、岡山県、山口県、徳島県、大分県、沖縄県

○一般廃棄物の処理に関しては市町村の自治事務であり、分別収集促進のために県が市町村に対してできるのは技術的助言に過ぎない。この助言等を含む市町村に対する一般廃棄物に係る県の関わり等については、「都道府県廃棄物処理計画」で示すことが可能である。実質的に、市町村の計画の数値を積算するだけであり、5年計画でありながら3年ごとに作成することになっており負担が大きい。

○当市における一般廃棄物処理関係の計画は、都道府県が策定する廃棄物処理計画を上位計画として「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」を策定している。この計画により、当市の一般廃棄物を計画的に処理できているため、都道府県分別収集促進計画が無くても支障がないと考える。

#### 各府省からの第1次回答

容器包装再商品化法に基づく「都道府県分別収集促進計画」は、都道府県内の市町村における容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集量の拡大のために市町村相互間の取組や広域的な取組を計画的に進めていたものであり、現に、効率的な分別収集方法や収集体制を確立するための広域化への支援、市町村ごとの取組の分析及び働きかけを計画に盛り込む都道府県も存在する。

さらに、本年6月に成立したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、容器包装のみならず、プラスチック資源の分別回収及び再商品化を促進するため、容器包装再商品化法ルートを活用した再商品化を可能にするとともに、市町村が単独で又は共同して実施する再商品化計画の認定制度を創設。今後、都道府県が「都道府県分別収集促進計画」に基づき行う広域的調整や市町村への援助は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえたものになることが期待され、「都道府県分別収集促進計画」はその重要性が増す。

なお、廃棄物処理法に基づく「都道府県廃棄物処理計画」の中に「都道府県分別収集促進計画」を一体として位置づけるなど、計画策定事務を簡略化していただくことは差し支えない。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化

提案団体

山口県、九州地方知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国の予算区分毎に別葉で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。

具体的な支障事例

循環型社会形成推進交付金は、事業実施主体である市町村が交付申請書や実績報告書を作成し、県が審査の上、国に提出しているが、国の予算は複数に分かれており、これらの書類について、予算区分毎に別葉で作成することが求められている。

このうち、例えば当初分及び本省繰越分の予算については、同時期に交付申請を行うにもかかわらず、これらの内示を受けた市町村は、予算区分が異なるため、2倍の書類を作成しなければならない。

また、年度間調整の結果、翌年度以降、交付金の交付決定を受けずに事業を実施した市町村は、県に実績報告書を提出する必要があり、報告単位が細分化されたことで、報告漏れを防ぐための確認作業が煩雑化している。

一方、各予算区分の内容に応じた適切な予算執行や、執行額(交付決定額、確定額、繰越額等)の確認など、現行の取扱いの趣旨も理解できる。

そこで、例えば事業実施主体毎に申請書や報告書をまとめ、事業主体名や計画期間など共通する記載項目を統合するとともに、金額など予算区分毎に必要な情報は内訳を記載することで、事務の簡素化と適切な予算執行を両立できると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付申請書及び実績報告書の枚数や記載項目数が減少することで、県及び市町村における書類作成や確認に係る業務の合理化が図られる。

根拠法令等

循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について(令和3年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)

「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル」の改訂について(令和3年3月31日付け環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室事務連絡)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、盛岡市、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、伊勢崎市、千葉市、石川県、長野県、豊橋市、岡山県、広島市、徳島県、徳島市、高松市、大牟田市、朝倉市、宮崎県

○当市では、現在施設整備に関する計画支援事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設整備）及び、浄化槽設置整備事業（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備事業）を実施しており、交付金が当年度予算と繰越分に配分された場合、申請書、実績報告書作成等、事務処理量が増え、大きな負担となっている。今後、施設整備が本格化する中、交付金の確保は欠かすことはできず、この提案が措置されることにより、事務手続きの簡素化・効率化が図られ、円滑な事業進捗が実施できると考える。

○下水道事業（特定地域排水処理）は総務省の指導により企業会計に移行しており、出納閉鎖期間はないため年度内に交付金額を確定させ、次年度早々に消費税計算や決算統計の作成をしている。また、年度末には企業債償還など多額の資金が必要であるため、循環型社会形成推進交付金事業の事務処理を簡素化することで交付金の交付を速やかにすることが必要である。

○浄化槽設置整備事業の交付申請書及び実績報告書の記載方法について、設置基数や事業進捗率等の情報を摘要欄に記載するよう環境省浄化槽推進室から指示されているが、記載を求められている情報が多く、加えて記載方法が明確でないため、間違いが頻発しているため、必要な情報を入力する箇所を指定したり、エクセル上の自動計算で書類が完成できるような、記載間違いを未然に防ぐ様式への変更を検討いただきたい。

○予算区分が分かれて交付を受けた場合、予算区分毎に事業費を按分し作成することとなり、非常に煩雑となる。提案のように事務手続きが見直しできれば、効率化が期待できる。

○当市でも予算区分ごとの事務が発生している。浄化槽設置に対する交付金の事務が年度区分によって分けられてしまうことで、設置基数の振り分け方を間違えると交付率が変わったり交付漏れが発生する可能性も考えられるため改善を願いたい。

○交付申請を予定しており、申請の負担が軽減されることにより事業の円滑な実施につながることを期待される。

○当県においても、廃棄物処理施設整備事業又は浄化槽整備事業に複数の予算区分で循環交付金が配分された事業主体が存在し、予算区分毎に同一の申請・報告様式を複数提出する事務処理が事業主体の負担になっていると感じている。また、同一事業の進捗率を予算区分毎に算出している現状では、事業全体の進捗が複数の報告様式を合算しないと把握できない。申請書や報告書が予算区分で分割されないようになれば、事務の効率化と適切な事業の進捗管理に資すると思う。

## 各府省からの第1次回答

ご提案を踏まえ、循環型社会形成推進交付金の交付申請書・実績報告書については内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等により、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにマニュアル等の見直しを行うこととする。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し

提案団体

山口県、九州地方知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。

具体的な支障事例

送電施設等にカラスが営巣した場合、停電の恐れがあることから、電気事業者は、巣の除去作業を行っている。(電気事業法第26条の2において「一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために必要な対策を講じておかなければならない。」と定められている。)

巣の中にカラスのヒナや卵がある場合、電気事業者は、鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けなければならない。

電気事業者は、全ての作業従事者について、住所や氏名、生年月日等を記載した申請書を県に提出する必要がある。書類作成に係る負担が大きい。

また、申請は営巣時期前に集中するため、県は、短期間で膨大な許可書を交付しなければならず(令和2年度: 628件)、事務処理に時間を要している。

一方、鳥獣保護管理法第9条第3項に基づく捕獲許可の審査基準に照らしても、以下の理由から、提案のとおり許可を不要としても同法の目的に支障はないと思料される。

①許可を不要とする巣(電気の安定供給に支障を及ぼす巣)は外形上明らかであり、これまでどおり許可が必要な巣(樹上の巣等)とは区別できること。

②電気の安定供給に支障を及ぼす巣を全て除去したとしてもカラスの保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

③カラスは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣ではないこと。

④手取りによる捕獲であれば住民の安全の確保等に支障を及ぼす恐れはないこと。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請及び許可に係る手続きが不要となることで、電気事業者及び県の事務負担が軽減されるとともに、緊急時においても迅速な除去作業が可能となり、電力の安定供給に資する。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、電気事業法第26条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、静岡県、豊橋市、草津市、島根県、岡山県、熊本市、宮崎県

○当市でも、毎年電力会社より巣の撤去に関する問い合わせがあるが、現行の許可制度により、巣の中にカラスのヒナや卵がある場合はもちろんのこと、それらが確認できない場合も、万が一のことを考慮し、許可申請書を提出するよう案内している。そのため、今回の措置を講じていただければ、電気事業者の負担軽減になり、電力の安定供給にも繋がるのが期待できる。

○提案団体と同様の事例により事務的な負担が生じている。

※電気事業者から同目的で電柱上に営巣するカラス類のヒナ及び卵について、手捕りによる捕獲の申請事例あり。

…実績 令和2年度:213件、令和元年度:204件

また、鉄道事業者についても、列車の安定輸送や電力供給上の事故防止等の目的で、電柱上に営巣するカラス類のヒナ及び卵について、手捕りによる捕獲の申請事例があることから、電気事業者と同様に取り扱われたい。

…実績 令和2年度:84件、令和元年度:84件

○営巣について、電気事業者からの捕獲許可事例はないものの、電線及び電柱に留まるカラスの糞被害による苦情・相談があり、今後、同様の問題に発展することが想定される。

○当市においても、令和2年度に電気事業者延べ423人に許可証を発行しており、電気事業者及び本市ともに申請や許可に係る事務が煩雑になっている。制度改正を行うことで、緊急時においても迅速な除去作業が可能となることから、有効と考える。

## 各府省からの第1次回答

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第8条に基づき、鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならないとされている。ただし、同法9条第1項に基づき許可を受けて鳥獣の捕獲等又は卵の採取を行う場合にはこの限りではないとされている。また、同条13項に基づき、許可に係る捕獲等の結果は環境大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととされており、この報告等に基づき、当該鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護管理法に基づく保護及び管理に必要な施策を実施している。

今回御提案の「送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とする」との措置を実施した場合、カラスの生息状況等の重要な情報である捕獲状況等の実態把握が困難になり、鳥獣保護管理法に基づく適正なカラスの保護及び管理に支障を及ぼすおそれがあると考えられ、今回の提案に基づく措置を受け入れることは適当ではないと考える。

また、支障がない理由として4つの理由が掲げられているが、以下の点から今次措置の理由には当たらないものとする。

・許可不要とする巣が外形上判断できるかどうかは、鳥獣の保護及び管理に支障がないとの理由と無関係であること。

・電気の安定供給に支障を及ぼす巣を全て除去したとしてもカラスの保護及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがないとの論拠がないこと。

・特定希少鳥獣管理計画は、法第7条4に基づき環境大臣が定める「特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地が拡大している希少鳥獣がある場合において（中略）当該希少鳥獣の管理に関する計画」であり、カラスが特定希少鳥獣ではないことを理由として許可を不要とするという今回の措置とは無関係であること。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07\_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、第18条  
経営力向上に関する命令第1条、第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られること、複数都道府県にまたがる広域連合が貴連合以外に存在しないことから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。

また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上記のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

94

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る国土交通大臣から環境大臣への意見聴取及び通知に関し、運用上地方公共団体が作成する資料の見直し

## 提案団体

愛知県

## 制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手続に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。

## 具体的な支障事例

下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。

特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議で必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。

なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものとする。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

下水道に関する事業計画の策定・変更の手続の簡素化により、地方公共団体の事務負担の軽減及び行政の効率化に資する。

## 根拠法令等

下水道法第25条の11第4項、第6項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、茨城県、千葉市、浜松市、名古屋市、田原市、徳島県、熊本市、沖縄県

○環境大臣への意見聴取及び通知の手続きに必要な資料については、「下水道」に関する記載事項は少なく、特に「し尿処理」に関する記載内容が大半のため、各自自治体のし尿処理担当部局との記載内容に関する調整に事務負担が生じることから、可能な範囲で簡素化を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答

環境大臣への意見聴取では、保健衛生上の観点から、し尿等の処理状況、産業廃棄物たる下水汚泥の処理状況、下水道の普及に伴う浄化槽の整備状況の3点について主に確認を行っており、これらの確認事項は国土交通大臣との協議で求めている資料のみでは確認できない。

下水道事業計画の変更は、し尿の処理にも影響を及ぼすと考えられ、下水道部局とし尿処理担当部局の調整は必要なものと認識しているが、意見聴取及び通知に必要としている資料の内容の簡素化については検討を進めてまいりたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止

提案団体

群馬県、福島県、茨城県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止

具体的な支障事例

大気汚染防止法等でも、自主測定実施の義務づけはあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。  
都道府県にて集計及び公表することは形式的な事務に留まり、関与する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の負担となっている。  
自主測定結果の報告義務が、今後も国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続き電子化の一環で、PRTR法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。

根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項～第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、宮城県、山形市、豊田市、寝屋川市、大分県、宮崎県

○都道府県及び事業者双方の事務負担を軽減のためには、報告・公表規定自体をなくすことが望ましい。

各府省からの第1次回答

事業者による測定結果の都道府県等への報告及び都道府県等（都道府県及びダイオキシン対策特別措置法施行令において定める市。以下同じ。）による公表は、事業者による排出抑制の実施のインセンティブを与えるとともに、施設周辺住民の安心を確保するためにも、継続して実施する必要があると考えている。また、都道府県等は、事業者からの測定結果の報告を基に、事業者による測定が実施されていない、測定結果が都道府県等へ報告されていない又は測定結果が排出基準を超過しているといった事業者に対して指導を行っている。令和元年度には、稼働している大気基準適用施設(6,680施設)のうち、未測定・未報告が503施設、排出基準超過が52施設あり、稼働している水質基準適用事業場(522事業場)のうち、未測定・未報告が23事業場、排

出基準超過が1事業場あったところ。このような状況を踏まえると、引き続き、ダイオキシン対策に取り組む必要性は高く、当該報告・公表を廃止すべきではないと考えている。また、事業者からの測定結果の報告先については、事業者による測定の未実施、都道府県等への未報告又は排出基準超過に対して適切な指導が実施できるよう、同法に基づく指導監督権限を有する都道府県等とすることが適切と考えられる。

その上で、地方公共団体が行う事務の効率化・負担軽減は重要であると考えており、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月18日)及び「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月18日)に基づき、現在国において測定結果の報告に関する電子システム構築について、令和6年度運用開始を目指し検討を進めているところ。これにより、都道府県等の測定結果の受付、測定結果の公表及び立入検査に係る負担軽減並びに事業者の測定結果の報告に係る負担軽減が図れると考えている。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。

仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市が管理する公共下水道の事業計画(以下「下水道事業計画」という。)の予定処理区域(約10,000ha)に隣接する住宅地があり、その住民から当市の公共下水道へ接続したいとの申出があったことを受け、下水道事業計画を変更して予定処理区域を0.4ha拡大し、管渠布設を行った。

本事例においては、予定処理区域の変更として下水道法施行令第5条の2第1号に該当すると考え、下水道法第4条第6項で準用する同条第2項に基づき国土交通大臣との協議を行い、その手続に約1.5か月の時間を要した。

予定処理区域の面積を数ha程度拡大や縮小することは、下水道事業計画の大きな変更ではなく国土交通大臣との協議等を行う必要性はないと考えられるが、予定処理区域の面積の変更の場合は一律に協議が必要とされているため、職員にとって大きな負担となっているだけでなく、公共下水道の早期整備を望む市民にとっても支障が生じている。

下水道事業計画の変更に係る国土交通大臣の関与については、過去の地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、認可から同意のない協議とされているが、本事例のように他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合など関係地方公共団体との利害調整が発生しない場合には協議等も不要とし、手続きの簡素化を図ることが可能と考える。

したがって、このような予定処理区域の面積の変更については軽微な変更と整理し、事務を簡素化すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道事業計画の変更手続を簡素化することで、下水道管理者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が可能になり、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

下水道法第4条、第5条

下水道法施行令第4条の2、第5条の2

下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いにつ

いて(平成 27 年 11 月 19 日事務連絡)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、富山市、福井市、名古屋市、稲沢市、田原市、京都市、広島市、徳島県

○当市では、宅地・事業地等の建設に伴い、下水道事業計画(以下「事業計画」という。)の変更を毎年行っている状況である。当市の事業計画の変更は県の協議で完了するものの、期間は3か月程度要しており、早期整備を望む市民への支障、及び職員の事務負担になっている。現在の下水道法施行令第5条の2では、一律に「予定処理区域の変更」を伴うものは事業計画の変更となっているが、軽易な変更内容を明確に定めいただき、微小な区域の変更は事業計画の変更を要しないなど、手続きの簡素化をすべきである。

○本件と同様に重要な変更として規定されている国土交通省令で定める主要な管渠の配置について、道路の改良工事に伴い配置が変更となる際にも配置が局所的ではないことから変更の対象となり、図書の作成に費用を要したことに合わせ、手続きに時間を要し、道路の改良工事に影響を及ぼす形となった。そのため、局所的ではないものの同一路内における配置変更は軽微な変更であると考えられるため、大幅な変更とならないものについては重要な変更とは該当しないよう範囲の見直しをお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答

下水道事業計画に定めるべき事項に係る変更のうち、国土交通大臣又は都道府県知事への協議を要する変更(軽微な変更該当しないもの)について、下水道法施行令第5条の2各号に整理されている。

これは、下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要があるためである。ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。

そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 環境省 第1次回答

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

国立公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等

### 提案団体

長野県、岩手県、福島県

### 制度の所管・関係府省

環境省

### 求める措置の具体的内容

国立公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、一連の手続きが非常に煩雑である。  
公園計画の決定等に係る一連の手続きについて簡素化(具体的には通知で「都道府県を経由することになっている環境省原案の国の関係地方行政機関への協議」は環境省で直接行うなど)していただきたい。

### 具体的な支障事例

国立公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、右記通知により、申出を行う都道府県が計画策定に必要な自然環境調査や計画素案の作成等を行うこととされ、実質的に都道府県が計画を策定している実態にある。  
公園計画の決定等に係る一連の手続きで、環境省に申出する都道府県案の作成過程で都道府県が国の関係地方行政機関から意見聴取しているにも関わらず、申出後の環境省原案の国の関係地方行政機関への協議が都道府県を経由して行われており、都道府県における手続きが煩雑になっている。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続きが簡素化され、行政事務の効率化に資する。

### 根拠法令等

自然公園法第7条第2項、  
「国立公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成25年5月17日環自国発第1305175号)

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、静岡県、大分県、宮崎県、沖縄県

—

### 各府省からの第1次回答

今般都道府県からの手続きが煩雑であるという提案を受け、当該通知について、令和3年度中に改正し、環境省原案の関係地方行政機関への協議は都道府県を経由せず、環境省で実施する方向で検討したい。(現行の手続きにメリットがあると考えている都道府県もあり得るため、提案県以外の都道府県の意見も聴いた上で判断

したい。)

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。

両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。

## 【支障事例】

上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かりづらい。

## 【懸念の解消策】

「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

鳥獣の管理を図るために策定する管理計画及び実施計画が一本化され、計画体系が分かりやすく整理される。また、毎年度、実施計画を策定する必要がなくなり、行政の合理化も図られる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱、  
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、京都府、高知県

○直近の被害発生状況や生息数などにより、実施の判断や対象区域の見直しなどが必要なこともあるため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を毎年度定めるかどうかについては、各県等の実情に応じて柔軟な対応が可能な形が望ましい。

○当県においても、ニホンジカについて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しており、1種だけでも策定にかかる事務は大きな負担となっている。

#### 各府省からの第1次回答

ニホンジカ及びイノシシについては、個体数及び捕獲頭数が年によって変動し、当初設定した捕獲目標を達成できない場合もあり、計画的な管理を進めるためには、捕獲実績を基に次年度の捕獲目標頭数を見直すなど、順応的な見直しが重要となる。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画では、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、次年度の捕獲目標頭数を設定するなど、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び同事業の内容を定めることとしている。

以上のようなことから、鳥獣保護管理法第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示100号）」では、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間を原則として1年以内としているが、同基本指針では、「実施期間については、対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。」こととされており、現行制度においても、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施期間は、都道府県の判断により、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定することが可能である。

また、現行制度では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において定めることされている事項を第二種特定鳥獣管理計画において定めることは妨げておらず、都道府県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目的を達成することが可能と判断されるのであれば、現行制度においても、第二種特定鳥獣管理計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を統合して定めることは可能である。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

164

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。

また、同条第3項により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。

【支障事例】

当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。

また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。

【懸念の解消策】

実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。

また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の対象(イノシシ、シカ等の特定鳥獣)に即した「有識者」の意見を計画の策定に反映しやすくなり、より計画が特定鳥獣の保護管理の実態に即したものとなる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項  
鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、茨城県、栃木県、静岡県、京都府、大阪府、高知県

○当団体においても、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえた本団体の指針に基づき、シカ管理計画の運用や改定案の検討に当たっては、シカに関する専門的な知見を有する学識経験者や地元市町村等からなる「シカ管理計画検討会」を設置しており、法の規定により諮問する「自然環境保全審議会（本審議会及び鳥獣部会）」での手続きとあわせ、大きな負担となっている。

○当県においても、学識経験者を含めた検討会を開催しており、環境審議会メンバーとも重複している状況である。

## 各府省からの第1次回答

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制機関（以下単に「合議制機関」という。）は、同条第2項に基づき、「温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。」こととされており、第二種特定鳥獣管理計画の作成に当たっても、鳥獣保護管理法第7条の2第3項において読み替えて準用する同法第4条4項に基づき、合議制機関の意見を聴かなければならないこととされているところである。このため、御指摘の都道府県が設置する検討会等が合議制機関として認められるものであれば、環境審議会の意見を改めて聴取する必要はなく、都道府県知事の判断により、現行制度においても提案事項は実施可能であり、この旨は今後周知していきたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

170

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し

提案団体

埼玉県、熊本県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「ダイオキシン類特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、地点数を見直すことができるようにすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び水質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定地点の数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。(令和2年度の県内測定地点数(大気):22(うち県実施分15地点))

## 【支障事例】

現在の大気中のダイオキシン類濃度は、本法律を含む関係法令の整備等により、全国的に法制定時より大幅に減少しており、法制定時と現状では大きな乖離が生じている。

当県ではダイオキシン類問題の発端となったこともあり、国が告示で定める大気環境基準(0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)よりも厳しい基準(0.3pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を独自の目標値として定め、ダイオキシン類の削減を進めた。その結果、近年では濃度の年平均値は大気環境基準の1/10程度まで減少している状況が続いている。(令和元年度の県平均値:0.027pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

当県と同様に、全国で大気中のダイオキシン類濃度が大幅に減少した状況にあっても、都道府県は国が定めた事務処理基準に沿って常時監視の測定地点数を設定し、業務委託による常時監視を行っており、その費用は人件費の高騰もあり、年々上昇しており、令和2年度では県実施分のみで600万円以上の経費を要するなど高額となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

測定費用(委託費用)の軽減及びダイオキシン類常時監視業務の合理化が図られる。

根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法第26条、法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、千葉市、川崎市、長野県、豊田市、滋賀県、京都市、寝屋川市、徳島県、大分県、宮崎県、沖縄県

○当県においても、近年、大気中のダイオキシン類常時監視結果は、(県全体平均)0.02pg-TEQ/m<sup>3</sup> 前後で推移しており、事務処理基準における「環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整」における「低」レベルの判定基準 0.2pg-TEQ/m<sup>3</sup> と比較し、10 分の1程度となっている。

本提案のとおり、大気環境中のダイオキシン類の濃度が大気環境基準に比べ大幅に低減された現状を鑑み、「環境濃度レベルに対応した測定地点数」に関する係数に関して、都道府県の裁量を導入するか、「低」レベルより低い係数の導入を希望する。

## 各府省からの第1次回答

ダイオキシン類常時監視は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき法定受託事務として自治体を実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしているところ。

現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっている。

御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法に基づく常時監視の測定局地点数の算定方法の見直し

提案団体

埼玉県、川越市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に関する事務の処理の基準について」に定められた望ましい測定局地点数の水準について、「環境濃度レベルに対応した測定局数」に関する係数に関して、都道府県の裁量により、局地点数を見直すことができるようにすること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

大気汚染防止法において、都道府県は大気汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地点数の水準を決定し、国へ報告することが求められている。

(参考)令和2年度の測定局地点数(括弧内は県実施分)

二酸化硫黄:29(18) 二酸化窒素:80(47) 一酸化炭素:17(8) 光化学オキシダント:56(34) 浮遊粒子状物質:82(47) 微小粒子状物質:67(47)

## 【支障事例】

近年、当県において、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、県内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。例えば、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の環境基準については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下」と定められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。(令和元年度の県平均値:0.001ppm) 国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルに応じた調整係数により測定局地点数を削減できることになっているが、それでも当県の測定地点数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理など関連する費用は人件費の高騰もあり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで2億円以上の恒常的な経費が掛かっているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下記についての費用の軽減化が図られる。また監視業務の合理化が図られる。

- ・自動測定機・局舎の更新・修繕に係る費用
- ・自動測定機及び常時監視システム保守費用
- ・自動測定機用消耗品・電気代・通信費

下記についての事務の軽減化が図られる。

- ・測定データ確認作業
- ・測定局管理事務(移転・設置に係る折衝、設置許可更新等)
- ・環境省報告事務

<参考(データ数)>

二酸化窒素

測定局地点数 80×24 時間×365 日  
=700,800 個

#### 根拠法令等

大気汚染防止法第 22 条、  
法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、川崎市、豊橋市、豊田市、滋賀県、徳島県、大分県、沖縄県

○当市においても、環境基準が設定されている物質のうち、光化学オキシダントを除いて、市内の全ての測定局で環境基準を達成している状況が続いている。現在、当市では国の事務処理基準に基づく測定局の適正配置計画を策定し、測定地点数の見直しを行っているが、事務処理基準が定められた当時から都市交通環境や大気汚染状況が大きく改善していることや、測定局や測定機の老朽化に伴う維持費が増加しており、観測地点の見直しが行われれば、更なる監視業務の合理化が可能となる。

○本提案の「環境基準レベルに対応した測定局数」の見直しに加え、各項目の汚染状況が類似している地域等においては、都道府県の裁量により必要な測定局数を減らすことができる旨の見直しを希望する。

○当市では、事務処理基準に基づく測定局地点数を維持する費用確保が困難となってきている。（令和3年度予算約 3,800 万円）

#### 各府省からの第 1 次回答

大気常時監視は、大気汚染防止法に基づき法定受託事務として自治体を実施いただいております。測定局数の決定は国が定める事務処理基準によることとしているところ。

現行の事務処理基準では、望ましい測定局数の水準を決定する際に、「都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。」としており、地方公共団体の実情にあわせた算定が可能となっている。

御提案のように自治体の裁量とした場合には、地域ごとに測定局数の不均一が生じる可能性があるため、まずは現行の事務処理基準に基づき、合理化について検討いただきたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

177

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。

具体的な支障事例

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から提出を受けている状態である。  
山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴取が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壤汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を要する状況がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者の負担軽減や書類審査の迅速化による円滑な事業の執行及び審査業務の合理化

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、長野県、豊橋市、豊田市、大阪市、広島市、宇和島市、大分県、宮崎県

○当市においても、同意書が提出されないことで届出の完了に時間を要することがある。特定有害物質による汚染がないことを条件とするが、添付書類(同意書)を削減することができれば、審査の迅速化や合理化は期待できる。  
○当県における届出事例約80件/年のうち、40件程度に同意書が添付されている。山林等の大規模開発の場合、1申請につき500~1000筆の同意書が添付されることもある。  
○土地所有者の相続手続きが完了していない場合、関係人の調査等が難航する可能性があり、開発スケジュールに影響を及ぼすなど届出者にとっては大きな負担となりえる。そのため、対象となる土地が規則第26条で定める基準に該当しないと判断できる場合は、同意書の添付を省略することとし、手続きの合理化を図る必要がある。

## 各府省からの第1次回答

土地所有者以外の届出者が行おうとする土地の形質の変更について、土壤汚染対策法第4条第3項に該当する場合には、都道府県等は第4条第1項届出者ではなく所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)に対し調査命令を出すこととなるため、第4条第1項に基づく届出時点において、所有者等が同意していることをあらかじめ確認しておく必要がある。同意書については必ずしも新たに同意書を作成をする必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書や当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。

なお、仮に同意書を不要にした場合、土地の所有者等の同意が得られておらず実現可能性の乏しい土地の形質変更を行おうとする者からも届出が行われ、逆に地方公共団体の事務負担の増加を招く可能性があると思われる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる」旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。

具体的な支障事例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外について、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却を罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として馴染まないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」とされている。

当市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中での合意が得られるのであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しても、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが規定されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められていないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造になっており、対応に苦慮するなど支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈が明確になることで、地方公共団体は、地域住民による自治を尊重しつつ、必要に応じて指導を行うことができるようになるなど、きめ細やかな対応が可能となる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知第12

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、川崎市、魚沼市、豊橋市、小牧市、田原市、京都市、寝屋川市、防府市、宇和島市、熊本市

○当市でも、農業に伴う焼却行為がたびたび行われ近隣住民からの苦情が発生する。その都度現場確認を行うが、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は禁止、罰則の例外とされているため、行政指導を行うのみで行為自体の抑制効果は少ない。「やむを得ない」ものであるとの判断基準もあいまいで、消防や警察も出動するような一見悪質と思われるケースでも、行為者の主張により行政指導に止まることもある。地方公共団体による個別判断では、行政間での対応にばらつきが生じる恐れもあるため、法解釈が明確化されるよう求める。

○当市においても、法令に基づき対応しているが、例外であったとしても、生活環境上支障がある場合は、指導を行っている。生活環境に与える影響が軽微であることが例外規定にあたることを考えると、農業に伴う野外焼却が認められているという認識ではなく、影響が軽微であれば野外焼却行為を行ってもやむを得ないとの認識のもと行為者に対し、当該焼却行為が支障がある旨の説明を行っている。令和2年度に当課で受けた野焼きに関する通報は、44件であった。

○農村部における農業に伴う野外焼却は半ば慣習となっており、都市部等から移転・転入してきた住民と従来から農村部に居住している農業従事者との主たる苦情の要因となっている。現に管内でも同一の行為者及び通報者への対応を繰り返す事例もあり、現場対応等に係る負担が増加している。また、現場での一時的な指導は、根本的な問題の解決に至らないため、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等の例外の判断について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の解釈を明確にした運用が必要と考える。

○農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却として、農業者が行う稲わら等の焼却と明記されているのみであり、現場対応に苦慮する場合がある。例外規定の更なる具体例や判断基準を明確にすることで、統一的に必要な指導を行うことができる。

○当市においても、北部地域で農業を営んでいる方がおり、年に数件野焼きによる苦情を寄せられる。現地において、当事者に説明等を行い、野焼きに関する規定等を説明するが、提案都市からの事例と同様に、法律と通知に相反することが規定されているため、効果的な指導にはつながっていない。そのため、野焼きに関する明確な規定を設けていただきたい。

○消防庁と農林水産省とも連携して行う必要がある。当市では、農業行為に伴う野焼を行う場合、最近、事前に消防署に「揚煙届」を提出して、火災と区別して、不必要な現場確認を行なわなくて済むような方法をとっている例がある。しかし、この場合も、行為者は、別に地域コミュニティの合意を取ることが必要で、合意がとられておらず、通報、苦情に発展している場合が散見される。農業行為に伴う野焼きに限らず、些細な落ち葉焼き、バーベキューの煙なども、近隣住民への説明、合意がないことが原因で苦情に発展している。苦情（通報）の段階では、農業行為といえど、何を燃やしているのかわからないため現場を確認する必要があり、また、苦情ではないものの煙を見た市民が善意で通報、連絡するケースもあり現場確認のための出動件数が多くなっている。

○当市においても年間約80件の野焼き対応をしているが、そのほとんどが農業活動に伴う野焼きであり、いわゆる例外規定になっている。現在は、周辺環境への影響を鑑みて、通報に基づき口頭注意を行っているところだが、法的拘束力がなく交渉が難航する場合があるため、判断基準をより明確化する必要はあると考える。

## 各府省からの第1次回答

廃棄物処理法第16条の2第3号の規定により同法施行令第14条各号で定める廃棄物の焼却は、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却」又は「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」について、具体的に明示したものである。

したがって、個別事案が当該例外規定に該当するか否かの判断における、「やむを得ないものといえるかどうか」については、上記の「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないといえるかどうか」及び「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微といえるかどうか」を勘案して判断されるべきものである。

仮に農業、林業又は漁業を営むために行われる廃棄物の焼却であるとしても、それがやむを得ないものとは言えない場合は当該例外規定に当たらないことから、平成12年9月28日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知記の第12の7においては「生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではないこと」等を例示して通知しているところである。

また、同法第16条の2は、あくまでも焼却禁止の罰則規定の対象から除外する規定であり、必ずしも同法第19条の4の規定による措置命令等の対象から除外するものではない。

したがって、個別事案における苦情対応等に当たっては、必要に応じて、措置命令その他行政指導等（指導・助言）を行うことは可能であると考えられる。

このことから、同通知記の第12の1においては「焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準

を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である」旨を通知しているところである。

これらを踏まえ、法令に反しない限りにおいて、ご要望にあるような都市部と農村部の違い、コミュニティでの合意形成(ルール作り)といった観点から判断基準を明確化する等、それぞれの地域の実情に応じて、各地方公共団体に適切にご判断いただきたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 環境省 第1次回答

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し

### 提案団体

愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町

### 制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省

### 求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。

### 具体的な支障事例

土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壤汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壤汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。

一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。

規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壤汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地改良事業計画の同意書を法4条1項の同意書を含むものとして取り扱うことで、早期の事業実施地区の把握及び土壤汚染状況調査の要否の決定、届出に係る同意書徴集事務の簡素化、土地の形質変更の届出の迅速化・簡素化に資する。

### 根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○土地改良事業において、土地改良法に基づき事業実施の同意を徴集し、事業実施に伴う一連の調査等に対

して既に了解を得ている実態があれば、それを同意書の代替とすることで、届出の迅速化・簡素化は期待できる。

○当市においては農業振興地域での大規模な土地の形質の変更の事案により問題となることは想定されないところである。なお、土地利用に制限があることから土壌調査が必要とされる場合がなく、土地改良法に基づき土地の形質の変更を行うことの同意が事実上得られているのであれば、提案のとおりの変更を行うことでも土壌汚染対策法の趣旨に沿う運用が可能であることから、現行の地方分権のルール範囲においても、地域の実情に応じた自治体の判断により、提案のとおりの変更を行えるものとする。

○土壌汚染対策法の同意書は、当該土地の所有者等に当該土地の形質の変更の実施について、同意を求めるものである。そのため、土地改良事業の実施に係る同意書が、その内容を満たしているのであれば、代替は可能だと考える。

○現制度でも工事の請負契約書等で代替可能と考える。

## 各府省からの第1次回答

土地改良法に基づく同意は、国営・都道府県営事業の場合は農家等の申請人（市町村等営事業の場合は市町村等）が土地改良事業計画の概要等について、事業参加資格者（原則として農地の使用収益権者。必ずしも所有者とは限らない。）から徴集し、3分の2以上の同意をもって国営・都道府県営事業を行うことを事業主体に申請（市町村等営事業の場合は事業主体が土地改良事業を行うことを発意）するための手続である。

土壌汚染対策法第4条において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知）において周知しているところである。

土地改良事業実施に係る同意書についても、都道府県等の判断により上記のような通知の趣旨を踏まえ土壌汚染対策法第4条第1項に関する同意の確認に使用することは、妨げるものではない。

なお、土地改良法に基づく一連の手続により、適法に成立した土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面（事業計画決定の公告文等）についても、土壌汚染対策法第4条第1項に関する同意を証する書面として扱うことが可能と考えられる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

環境分野における各種計画策定の統廃合

提案団体

鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進している。  
しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。  
当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。  
また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

環境分野、特に脱炭素型の持続可能な社会づくりにあたっては、個別課題ごとではなく、「緩和策」と「適応策」の両面から、総合的な対策を講じることが有効であり、実施に当たってはまとまりのある計画を策定することが求められる。  
この点については、現行でも自治体の判断で複数の計画を一体的に定めることが可能とされているが、法律ごとに計画策定を求められれば、個別に策定することに自治体職員の意識も向き、また、住民も個別に策定することを当然に期待すると考えられる。  
そのため、自治体職員の意識改革を図るとともに、住民への効果的な施策の周知を行う上でも、法律レベルでの統合が必要である。  
また、類似する複数の計画を一体的に定めることで、事務的な負担が軽減するという副次的な効果も期待できる。

根拠法令等

気候変動適応法第12条

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第3項  
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市

—

各府省からの第 1 次回答

地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等の各種計画を策定する場合など、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであり、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。